

(平成30年1月4日現在適用中)

1. 商品名	・相続定期預金
2. ご利用いただける方	・金融機関(当行以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資産を原資としてお預入れいただく個人のお客さま。 (ご相続資産お受取り日の12ヶ月後の月の最終銀行営業日までお取扱いが可能です。)
3. 対象商品	スーパー定期/スーパー定期300
4. 期間	1年
5. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	・一括してお預入れいただきます。 ・100万円以上1億円以内 ・1,000万円以上のお預入れの場合は、複数明細になります。 ・1円単位
6. 払戻し方法	・満期日以降に一括して払戻しいたします。
7. 利息 (1)適用利率 (2)満期時のお取扱い (3)利払い頻度 (4)計算方法	・お預入れ時の1年ものスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率に、当行が定める上乗せ利率を加算した利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ・この預金は、お預入れ時にお申出いただくと自動継続(元金継続または元加継続)のお取扱いができます。 ・なお、金利の上乗せは初回満期日までとし、自動継続後の適用利率は、自動継続日の同一預入期間のスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率となります。 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
8. 税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までにお受取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・マル優ご利用の場合は非課税です。
9. 手数料	-----
10. 付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。 ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額 他定期預金担保分を合算した金額の90% (最高500万円まで) 貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5%
11. 期日前解約時のお取扱い	・満期日前に解約する場合には、以下の期限前解約利率(小数点第4位以下は切捨てます)によって計算した利息とともに払戻しいたします。 ① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利息 ② 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%
12. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードおよびインターネット上のホームページをご覧ください。または店頭にお問い合わせください。
13. その他	・この預金の満期後に、再度本預金にお預入れいただくことはできません。 ・期日後利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度の範囲内で保護されます。 ・金融情勢等により、予告なく取扱い内容等を変更する場合や取扱いを中止する場合があります。 ・当行で相続手続きをされた方は、下記1～3の確認書類は不要です。 ・当行以外の金融機関で相続手続きをされた方は、下記1～3の確認書類が必要です。 1.金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 2.お預入れされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 3.お預入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 ・相続により取得した不動産や株式等の換金代金も対象となります。(別途、確認書類が必要です。)
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772